潮止月報
11月号
第70號
(毎月10日発行)
創刊 昭和26年2月11日
発行所 潮止報道委員会
埼玉縣南埼玉郡八潮村潮止支所内
電話八幡39番
発行人 大山昌吾
編集人 田中登美男
印刷所 東京・葛飾・吉川印刷所

第二回議会臨圓会開く

第二回八潮村議会臨時会が十月二十九日八幡公民館に招集され次の諸案が原案可決されました。

㈠八潮村歳入歳出暫定予算
歳入九、六八一、八六〇円
歳出九、六八一、八六〇円

㈡八潮村国保特別会計歳入歳出暫定予算
歳入三、四二三、四〇〇円
歳出三、四二三、四〇〇円

㈢八潮村議会定例会条例の設定について

㈣八潮村監査委員条例設定について

㈤八潮村議会常任委員会及び特別委員会条例設定について

㈥八潮村議会会議規則設定について

㈦八潮村議会傍聴人取締規則設定について

（岩淵議会書記）

八潮村消防団発足

九月二十八日八潮村新発足に伴い旧三ケ村の消防団は発展的に解消し、十月二日八潮村役場に幹部会を開き八潮村消防団の発足をみました。

新団長として旧八幡村消防団長小早川小五郎氏が就任。副団長として蓮見敬助氏大山謹吾氏、会田昌夫氏が任命されました。分団の名称は、連番号で旧八條分団より順次に呼称することになり十八分団としました分団の区域は次の通りです

第一分団 大字八條（入谷、高木）
長 宇田川熊市

第二分団 大字八條
長 戸代谷隆一

第三分団 幸之宮及鶴ケ曾根の一部
長 大久保利八

第四分団 鶴ケ曾根
長 小林清吉

第五分団 小作田、松之木、伊草
長 岡田吉永

第六分団 潮止支所（旧潮止消防団本部）
長 国枝福松

第七分団 上二丁目、上木曾根
長 池田正治

第八分団 下二丁目、下木曾根
長 織田正吾

第九分団 南川崎、伊勢野
長 清水祐二

第十分団 大瀬上、下
長 福岡博

第十一分団 古新田、ガケ
長 石田[illegible]市郎

第十二分団 新田、若柳
長 宇田川友一

第十三分団 上馬場、中馬場
長 小倉寅三

第十四分団 大原
長 田村庄一

第十五分団 大曾根
長 小倉新司

第十六分団 浮塚
長 松田忠次郎

第十七分団 西袋
長 栗原忠男

第十八分団 柳之宮、南後谷
長 会田喜一

尚消防長には、旧八條村長太田武夫氏を決定しました。

選擧管理委員会書記 宇田川秀峰氏授賞

選挙事務に精励すること十年にして正確に忠実に事務に専念した功績が認められて十月九日県庁にて自治庁長官より表彰されました。

過去にまた現在に於ても選挙事務は複雑にして多忙をきわめること言語に絶するのですがよく公正な判断と厳密な事務処理によりいつも優秀な成績をのこして来たもので本人はもとより管理委員会としても喜びに堪えません。今後共氏の奮斗と健康を祈る次第です。

旧潮止選管委 委員長 小沢富一

残高試算表 (昭和31 9.30現在)

借方（資産及費用） 勘定科目	金(円)	貸方（負債資本及収益） 勘定科目	金額(円)
現金	738,255	貯金	41,439,413
預金	33,801,833	農林漁業資金借入	1,250,000
有価証券	8,016	信用事業雑負債	10,351
証書貸付金	3,464,000	未払金	527,563
農林漁業資金貸付	1,250,000	退職給与引当金	422,640
経営資金貸付	1,454,420	仮受金	602,807
貸倒引当金△	20,000	賦課金仮受金	99,284
購買品売掛金	1,468,666	共済事業負債	5,193
立替金	432	出資金	1,179,000
仮払金	825,536	法定準備金	163,000
固定資産	1,239,968	任意積立金	66,000
減価償却引当金△	378,160	未処分剰余金	54,145
外部出資	1,743,075	小計	45,819,396
小計	45,596,041	預金利息	313,077
貯金利息	384,638	有価證券利息	425
購買品仕入高	8,262,192	貸出金利息	155,677
信用事収益	12,315	購買品売上高	8,509,457
購買雑費用	19,578	販売雑収益	14,260
販売雑費用	9,670	倉庫収益	100,258
倉庫費用	1,340	利用収益	816,473
利用費用	257,590	特殊事業収益	200
技術経営改善費	88,811	間接収益	45,821
人件費	745,233	事業外収益	5,295
旅費	41,475		
事務費	50,926		
業務費	44,625		
諸税負担金	93,874		
施設費	160,154		
雑費	11,806		
事業外費用	71		
小計	10,184,298	小計	9,960,943
合計	55,780,339	合計	55,780,339

【潮止村農業協同組合】

珠算競技全国コンクールに 堂々入賞の岡田全弘君

十月十五日全國統計協会連合会主催になる珠算競技に埼玉県市町村統計職員を代表して参加第三位となる岡田君は現在八潮村役場の経済課会計係長心得として勤務しているが潮止中学校卒業後潮止役場に勤め、かたわら越ケ谷高等学校草加分校で学業に研鑽優秀な成績で卒業、明朗で責任感強く前途有望な二十三才の青年である。

賞状

第一部 第三位 岡田全弘殿

第七回全国統計大会珠算競技会においてあなたの成績は優秀であったので賞状を授与します

今後とも統計事務職員、珠算技術高揚のため一層努力されることを期待します

昭和卅一年十月十五日

財団法人 全国統計協会連合会会長 大内兵衛

第七回全国統計大会は去る十月十五日久し振りに晴れ上った日に日比谷公会堂に於て全国各地よりの統計職員、関係者及来賓多数出席のもとに開催されました。先づ主催者の挨拶に始まって各種の表彰が授与され議事に入りました。

市町村統計の推進に就て

外三議題で提案理由の説明の後委員附託にし一たん休憩、再会後審議経過報告のあと採決、可決されました引続いて宣言、決議が行われ、終りに記念講演として法政大学総長大内兵衛先生の講演が「スエズ問題とアジア」と題してあり本日の大会は有意義のうちに終了いたしました。

又本大会の行事の一環事業として、統計職員の珠算競技会が統計大会の前日都立芝商業高等学校に於て開催され、私も微力ながら埼玉県市町村統計職員代表として参加させていただきゆめにも思っていなかった入賞が出来、うれしく思っております。

合併と共に事務分掌が変り経理課に籍を置くことになりましたが今后共職務に研さん努力していきたいと思います。

終りに珠算練習に御指導にあづかった福島利平氏及両大会参加に御盡力下された県統計課始め村当局の皆様に本紙より厚くお礼申上げます。

農業技術研究会

小沢富一

農地を高度に利用して生産を高めよう。潮止村特産の漬菜の播種及施肥については今さら喋々するまでもない、そこで研究会の宿題として漬菜の高畦式ちどり二條栽培を試みました。

当地のように黒粘土質土壌の多い土地では効果的ではないかとここに掲げて見ます。第一条件として排水がよく湿地帯には好適、又ちどりの為採光、通風共に良好である。

今両者を数字的に記して参考にしたいと思います。

先づ普通栽培の場合畦間二尺株間一、八尺では反当り二、八八〇株

ちどり二條栽培の場合畦間三、四尺の二條植、株間一、八尺で三、三六〇株即ち四八〇株の増となる一株二〇円に見積っても反当り九六〇〇円増收となります。是非試作して欲しい。

『青年団だより』

村民体育大會終る 木曾根青年団初優勝

去る九月二十三日本団主催による第六回村民体育大会を学校々庭に於て開催しましたところ早期より村長さん、両校長さんを始め村民各位の絶大なる御支援をいただき、又小中学校の校長先生始め諸先生方の熱心な御指導にあづかり、午前十時選手の入場に引続き開会若人の力と情熱を爆発させ豪華なスポーツ絵巻を繰り展げました。

参考までに大会の競技成績を左に御知らせ致します

◉順位及得点

一位	木曾根	七五、〇点
二位	古新田	七一、〇点
三位	二丁目	五三、〇点
四位	新田	四九、〇点
五位	南川崎	四五、五点
六位	大瀬	三六、〇点
七位	伊勢野・垳	二五、五点

◉各種目第一位獲得者

男子

百米	山田広	川崎
二百米	平川忠男	上木
四百米	榎本富治	古
八百米	平川忠男	上木
千五百米	渋谷光男	新田
五千米	渋谷光男	新田
走巾跳	柴昭二	上木
走高跳	田中秀男	下二
砲丸投	榎本富治	古
三段跳	柴昭二	上木
八百米リレー	木曾根チーム	

女子

百米	恩田和子	上二
二百米	恩田和子	上二
走巾跳	恩田和子	上二
走高跳	高橋道子	新田
砲丸投	飯塚芳子	古
四百米リレー	二丁目チーム	

自転車泥棒やかつぱらいを防ぐには？

埼玉県草加警察署

窃盗犯約半数を占める、かつぱらいは毎年十一月から十二月にかけて多く発生していますが、かつぱらいの犯行手口(犯罪のやり口)はいたつて簡単なもので何分油断の隙々狙われるのですから自転車泥棒、店先荒し、玄関荒し、板の間かせぎなどいずれにしても「すき」をつくらないことが大切なわけで、埼玉県内の本年度上半期の発生状況をみますと、自転車のかつぱらいは相変らず最も多く一、七六四件、店先荒し三二四件、板の間かせぎ八〇件、玄関荒し七六件となつており自転車の被害は一日平均九、八件(約十件)に上つています。

このような被害を少しでもなくするため次のことがらに注意していただきたいのです。

(1)かつぱらい被害の最も多い自転車は一寸の間も乗りすてにしておくことが禁物で、かぎをかけた上にも必ず目のとどくところへ置くこと。

(2)玄関荒しの多い時間は午後二時頃から夕方七時頃迄であり、家人も留守がちになるこの時間は木戸や玄関の開け放しは被害のもとでありますからつとめてカギをかけること。

(3)店先荒しの予防には商店の整理を絶えず監視することが必要です。

(4)これから多い板の間かせぎ(浴場の窃盗)予防には貴重品は番台に、衣類はカギ付脱衣棚等を利用すること。

金属屑営業に関する條例とは

去る九月開かれた県会で可決成立されましたこの条例は、金属屑を取扱う営業者を対象としたもので「金属屑営業に関する条例」と呼ばれ来年一月一日から施行されます。

この条例の大体の要点をまとめますと次のようになりますがこの条例の適用をうける営業者の方々は充分注意して条例を守っていただき違反者など一名もないようにしていただき犯罪の防止に御協力下さい。

条例の要点

㈠目的は？
金属屑の泥棒やその他の犯罪を防ぎ、県民の福祉を保つにあります。

㈡金属屑とは？
次(1)(2)以外の金属塊、金属製品(半製品を含む)その他金属屑をいいます
(1)正しい生産工程により生産されたものであつてその本来の生産目的に従い売買、交換、加工又は使用されるもの。
(2)古物営業法に定める古物。

㈢金属屑商、金属屑行商をしたい人はどうすればよいでしょうか？
(1)金属屑商というのは店をもつて金属屑を売買、交換することを業とする者で、営業所毎に公安委員会の許可をうける(一年毎に更新する)
(2)金属屑行商というのは個々に相手方を求めて金属屑を売買交換することを業とするものであつてこの業商は公安委員会に届け出る(一年毎は更新する)

㈣金属屑商業者の方々に守つてもらわなければならないことは？
(1)標識(許可をうけているしるし)を営業所の見易い場所につけておく事
(2)許可証、届出済証を貸したり譲つたりすることの禁止
(3)他人に名儀を貸すことの禁止
(4)金属屑を売買交換するときは相手方の住所、氏名、職業、年令を確認する
(5)定められた帳簿を作つて売買等をしたときは、その都度、決められた事項を記入しておく
(6)取扱つた金属屑の中に盗まれた品等の不正と思われるものがあつたときは警察官に申出る
(7)警察から盗まれた品等の手配(品觸という)があつたときは品觸書を三ケ月間保存しなければならない。品觸れの品があつたときは直ちに警察に届け出る
(8)警察官が必要と認め、営業時間中に、営業所に立ち入り、帳簿又は金属屑を検査し、質店したときはこれに応じること

(金属屑行商)
(1)商売するときは届出済証を携帯していること
(2)取扱つた品等の中に盗まれた品等の不正と思われるものがあつたときは警察官に申し出ること
(3)警察官が必要があると認め、営業時間中に金属屑の保管場所に立ち入り金属屑を検査し、質店したときはこれに応じる
(4)警察官が必要があると認め、金属屑行商に対し質店し、その所持する金属屑を検査するときはこれに応じる

㈤この条例に違反したときは行政処分と罰則が適用されます。